

## 2 審査及び判断基準（案）の修正や加筆に係る御意見

該当箇所	意見内容	回答
<p>(追加項目) 「再放流禁止指示の解除について今後期限を設ける」 ※期限については委員会で審議していただきたい。</p>	<p>委員会において平林会長より、今後無期限に許可することについて問題ありとの提言があった。今回は解除要請に応じて、次回の解除要請に応じられない旨の項目を加えるべきと考える。 ※特に「大水の際に適切な対応がとられていないのでは」と下流域からの指摘があった。これについて、H30年7月の豪雨時に放水があって問題があった。 ※一漁協のみに許可を出しているのは、他漁協と比べて問題がある。</p>	<p>野尻湖漁協では、H21再放流禁止解除以降、得られる収入を原資として、ワカサギ漁の再興に注力されています。具体的には、ワカサギのふ化施設を整備するなど自湖採卵の増加に取り組んでおり、近年では放流量のほとんどを自湖採卵分で賄うまでに至り、遊漁者の釣果成績も向上しております。 漁協としては、引き続き一年を通して漁場の有効活用を進めることとしております。 前述に加え、4期12年に亘り認めてきたという経過の中で、その間に、地域の観光資源、産業として定着している現状や、今後、外来魚の拡散防止の実効性をどう確保するかの観点で検討が必要ではないかと考えております。 また、ご指摘のありました豪雨時の放水への対応につきましては、過去の調査結果等を踏まえた確に対応できるよう基準の見直しを行いたいと考えております。</p>
<p>I 審査基準条文</p>	<p>1行目「オオクチバス・コクチバス・ブルーギル」の後部に、明確にブルーギルを含む括りとして追記。 修正案：「オオクチバス・コクチバス・ブルーギル（以下、オオクチバス等という）」</p>	<p>ご指摘のありました通り修正したいと考えます。</p>
<p>II 審査基準への適合性についての判断基準 1－(1)②</p>	<p>3行目「オオクチバスなどが通過できない目合」に具体的に現在設置している「5mm」を追記する。 修正案：「オオクチバスなどが通過できない目合（最大5mmを基準として管理が可能な限り小さな目合）」として、③の条文を削除</p>	<p>現行基準では、「オオクチバス等が通過できない目合」として規定されており、目合の大きさが変わったとしても、基準の趣旨から外れることはないので修正は不要と考えております。</p>
<p>同、1－(2)①</p>	<p>改正案に、作業手順マニュアルの作成とあり、このマニュアルは「作成する等対策を講ずる」となっているが、委員会に報告するとはなっていない。 作成するだけでは作成したかの確認ができないのと同時に、内容についての検証はしたほうが良いと思うが如何なものか。</p>	<p>ご指摘のありました通り修正したいと考えます。</p>
<p>同、1－(2)④</p>	<p>「日報を原則毎日、ファックス等で報告する」とあるが、送受信双方の作業の大変さを考えると毎日の必要性はないと思う。 修正案：「日報は1週間分をまとめ、毎週定期的に内水面漁場管理委員会に郵送もしくはメール（PDF添付による）・ファックスで報告する」</p>	<p>毎日の日報の提出は、不具合があった場合即日に対応できるようにと第219回内水面漁場管理委員会で決定している事項となっております。また、今回の逸脱防止装置の更新について、7月7日に更新されましたが日報からは内容を十分読み取ることができず、7月31日の第1回目の調査において目合いのミスを確認した経過があります。毎日の日報の提出は継続するとともに、申請者が実施した内容と対応がより詳細に確認できるよう日報の様式を変更したいと考えております。</p>
<p>「ファックス等で報告する」</p>	<p>「電子メール等で報告する」 (紙資源の浪費防止と電子媒体での記録のため)</p>	<p>基準の見直し案には具体的な手法を追記したいと考えます。</p>
<p>「逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない」</p>	<p>「逸出防止施設として、新たな施設整備は求めないが、補修や張替などの際は、構造および機能の確認を十分慎重に行うこと。」 網目の目合いの誤認は、単なるミスでは済まされない。II 審査基準への適合性についての判断基準の1-(1)-②では、「…通過できない目合い、あるいは通過を阻止し得る構造もしくは機能を有する施設とする。」とされているように、目合いが大きい場合は、その機能が失われているということなので、今後の管理体制の中でしっかりと対応されたい。</p>	<p>施設の管理体制に関する事項となりますので、ご指摘にありますように、基準の見直し案に反映したいと考えます。</p>
<p></p>	<p>正規の目合の網に取り換え後、電気ショッカーを用いての捕獲が毎月行われていたはずである。にもかかわらず11月の調査でコクチバスが捕獲されたことは、新たな網の網目が不適切であったことが分かった段階で、10日に1回のショッカー作業に加え、逸出があったことを想定した臨時の、かつ、集中的な捕獲作業が必要であったのではないかと。</p>	<p>過去3回の期毎に基準の見直しを行いながら制度を運用してきたところです。その中で、今回のような事象が発生しており、ご指摘の内容にも的確に対応できるよう、基準の見直しが必要と考えます。</p>
<p>II 審査基準への適合性についての判断基準 1－(3)④</p>	<p>逸出魚が確認された翌日から最低2回連続して捕獲されなくなるまで電気ショッカーで捕獲に努めるというこれまでの規定に加え、逸出が生じた可能性がある場合には 臨時の集中的な捕獲作業を求める規定が必要ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、基準の見直し案に反映したいと考えます。</p>
<p>資料 2－1 の 1 ページ目 四角で囲ってある部分の中 『逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない』</p>	<p>野尻湖漁協の行っているコクチバス逸出防止はその効果はともかく、外来魚対策の観点からは、野尻湖からコクチバスの下流（他県）への拡散を食い止めていることになる。 これまで改定案が示されるごとに規定の強化が図られ、逸出防止の実効性を高める努力がなされてきた。 今回の次期改定案も点検方法のマニュアル化を求めている。しかし、漁協は現在でさえ毎日の見回りと報告、10日に1回の電気ショッカーでの捕獲を行っており、人的、経済的負担は確実に増加していると考えられる。これ以上漁協の負担を求めても逸出防止の実効性が飛躍的に高まるとは思えない。 費用負担の問題や投資効果がどれほどあるか検討はしなくてはならないが、水路電気柵、捕獲水車の常設を考えてみる時期に来ているのではないかと。 第208回委員会で『逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない』と決定できたのならば、その変更も当委員会のできるのではないかと。 この提案は当委員会で審議する範疇を超えているかもしれない。もしそれが原因でこうした検討がなされないということであれば、次期は提案された原案を採用し、かつ、並行して次期の何年かの間に農政部、環境部、そして、東北電力対応の部署も交えて知恵を出し合ってはいかがか。コクチバスは日本政府によって特定外来生物に指定されているのだから県全体で取り組んでもよい問題ではないかと。</p>	<p>外来魚拡散防止や事故防止の観点から、漁協自らが網を恒久的なものに更新するなど費用を投じていることや、4期12年に亘り認めてきた経過を踏まえると、新たな設備の設置については、野尻湖漁協の意向も確認しながら、時間をかけて検討する必要があると考えます。</p>

### 3 オオクチバス等の再放流禁止指示の解除全般に関する御意見について

該当箇所	意見内容	回答
全般的な意見	「野尻湖コクチバス等の逸脱魚調査の今後の対応について」第一期申請より第四期までと10年以上が経過した。今までの経過を振り返り、第五期への対応であるが、豪雨、工事等逸出防止装置の再考が必要であり、平成17年6月より外来生物法が施行されているが、野尻湖では委員会指示第8号で解除されている。在来魚保護のため、県内各漁協では外来魚駆除に対して多大な労力と金銭を費やしている。他県の状況は関係なく、長野県として指示第8号の廃止を望む。	委員会指示第8号は、オオクチバス等の再放流禁止指示であり、ご指摘のありました委員会指示は第8号を解除する委員会指示かと推察されますが、第8号を解除する委員会指示の廃止については、現状の外來魚の拡散防止の実効性をどう確保するかの観点も踏まえて検討する必要があると考えております。
全般的な意見	以前に他の委員からも出たが、バス釣りではない漁協運営を目指してほしいと思う。長野県においては野尻湖のみという特殊な形態を漁協はしっかりと考慮すべきである。解除申請すれば、必ず許可が出ると安易に考えているのではないか。	ご指摘のとおり。遊漁者等のニーズは常に変化しますので、健全な漁協運営に向けて機会ある毎に提案していきたいと考えます。
全般的な意見	(補足) 逸出魚調査結果及び審査及び判断基準に関連するものとして追記。 参考資料の判断基準概要の1解除項目にある「対象魚類」にも、オオクチバスとコクチバスのみでブルーギルの記載がない。 また、これらは長野県サイトの「オオクチバス等の再放流禁止について」の前文中にもブルーギルと記されており、平成20年3月21日の指示第8号では「オオクチバス、コクチバス又はブルーギル」とあるが、平成30年の指示第22号の対象魚種ではブルーギルの表記がないことから来ているものと思われる。「オオクチバス等」には、ブルーギルが含まれている事を明確に表記する必要があるのではないかと思う。 こうした事はインターネットHPのバスフィッシャーサイト上でも「なんにせよ野尻湖は、ラージマウスバスも、スモールマウスバスもリリースOKです。ただしブルーギルはだめですよ。」といったものに反映されており、事実と異なる情報でないかと思う。(参考サイト： https://kama.ja.okinawa/releasekinshi/)	参考資料の判断基準の概要につきましては、野尻湖漁協の申請した対象魚種のオオクチバスとコクチバスが記載されております。申請には、ブルーギルは含まれておりませんので、ブルーギルについては、県内の公共水面におきまして再放流禁止となっております。
全般的な意見	「再放流禁止指示の解除」がされてすでに10年が経過している。この際、これまでの「再放流」に関する検証が必要だと思う。再放流によってバス類の資源は維持されているのか、あるいは増加・減少しているのか確認するとともに、バス類の遊漁者数の推移・動向なども確認する必要があると考える。 バス類の資源は、当然抑制すべき対象である。再放流禁止指示の解除が行われるとしても、同時に資源の抑制にも取り組む必要がある。例えば、当歳魚の捕獲や一定の全長以下の魚の再放流禁止などの措置も考えられる。 将来仮に再放流禁止になったとき、逸出防止施設をどうするのか、残すとしたらどこが管理するのかなど、多くの課題が考えられる。第5期の前に委員会で十分議論を交わすべきと考える。	ご意見にありますとおり、2010年ごろまでは県等で資源量や生息密度調査等が実施されておりましたが、それ以降行われておりません。しかし、現状を把握するうえで必要なものと考えられますので、漁協に申し伝えます。
全般的な意見	平成21年以降、野尻湖漁協からの再放流禁止指示の解除申請を受け、委員会決定で解除を指示してから10年が経過した。 野尻湖漁協としては、以下にある通り(※)観光資源として地域の発展に大きく貢献してきたことは認めつつも、下流域の開川を持つ新潟県では1999年にブラックバス等の再放流は無期限で禁止となっており、開川への流出は断じて許せない問題と受け止めている。 【※1995年にバス釣りが解禁されると、長野オリンピックに伴う交通網整備によって低迷していた野尻湖の観光業にとって、救世主のような存在になりバス釣りが解禁された翌年から遊漁料収入が200%以上アップして、バス釣りブームのピーク時にはレンタルボート屋さんの粗収入が年間2000万円から2500万円にもなったということです。】 前記したように、野尻湖漁協にとっては観光資源として必要不可欠なものと思うが、隣県新潟県はじめ47都道府県中14県が再放流禁止となっている現状を考えると、再放流を禁止したからとて、ブラックバス等の繁殖力を見る限り、すぐに枯渇するという事はないと思われるので、次回更新時には「今回の更新が最終」と事前告知して、次々回の申請は認めないという検討時期に来ているのではないかと思う。 ただ、解除を認めないとなっても、相当一定期間の逸失防止策は継続して貰わないといけない。	再放流禁止の解除については、4期12年に亘り認めてきたという経過があり、その間に、地域の観光資源、産業として定着している現状や、今後、外来魚の拡散防止の実効性をどう確保するかの観点で検討が必要ではないかと考えます。

### 4 その他の御意見

該当箇所	意見内容	回答
その他の意見	千曲川の上流のあたりは数年来魚がいないため、釣り人がいない。10年程前は釣り人も多くにぎやかで、冬でも岸でハヤなどを釣っていた。ブラックバスはいないが、魚がおらず、釣り人もいない。今は台風19号の工事で毎日川が濁り、大変である。	現状の厳しさは理解しているところであります。災害復旧工事に合わせて、魚が住める河川整備を漁協側からも提案いただくことも考えられます。なお、県としたしましても現状を踏まえ、遊漁振興を推進してまいりたいと思います。
その他の意見	溪流の外來種についてはブラックバスだけでなく、ブラウントラウトも大きな問題だと考える。長野県版外來種ハンドブックによれば、2019年現在大町市でのその分布は記載されていないが、それ以前には鹿島川や籠川で多くのブラウンを掛けていた。中には15cmほどの消化されかかった魚体が胃の中にあつたものもあつた。資源保護の観点から、ブラウンの問題は論議されないのか。	平成29年に水産庁が産業管理外來種の適切な管理を進めるうえでの基本的な考え方として「水産分野における産業管理外來種の管理指針」を示したことを受け、当県では県内の河川湖沼漁協、養殖場及び管理釣り場におけるブラウントラウトの取扱いを定めております。この中で、河川湖沼においては漁協に放流をしないこと及び分布に係る情報提供を依頼するとともに、水試において分布の状況を確認し、効率的な駆除方法について検討を行うこととしています。さらに、養殖場や管理釣り場に対しては逸出がないよう適切な管理や、例えば私的放流につながるような個人等への活魚での販売や生きたままの持ち出しがないよう指導することとしています。現在、ブラウントラウトの駆除を目指す漁協もあり、水産試験場と協力しながら、駆除試験等を実施しているので、動向を注視したいと考えます。